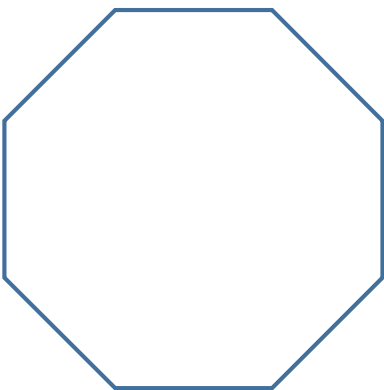


基本構想（案）

1. まちづくりの基本理念
2. 将来都市像
3. まちづくりのテーマ



1. まちづくりの基本理念

**ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、
心安らぐまちづくりを、
市民と行政の協働により進めます。**

本市は、先人が守り続けてきた豊かな自然や風土、あたたかい人情にあふれる人々、恵まれた地理的条件により、多くの人々を受け入れながら発展してきました。

しかし、少子高齢化社会の到来と人口減少の進行などを考えると、本市は、変革の時代を迎えています。

そこで、これまで育まれた美しい自然や風土を大切に「ふるさと八街」を引き継いでいくとともに、活力ある産業の振興を図り、八街独自の文化を継承・創造し、生涯を安心して暮らすことのできる調和のとれたまちづくりを、さまざまな活動主体ⁱの協働ⁱⁱにより進めます。

ⁱ市民（市内に在住・在勤・在学する、性別・年齢・国籍・宗教などにとらわれない多様な立場の人）、地域（区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業など）、行政など

ⁱⁱさまざまな活動主体が、それぞれが持つ特性を活かし、互いに相手を尊重し、補完し合い、連携、協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むこと

2. 将来都市像

2035年（令和17年）の本市の将来都市像を

**緑豊かに心豊かに健やかに
ともに支えあい安心して暮らせる八街**

と定めます。

「緑豊かに心豊かに健やかに」とは、豊かな自然と基幹産業である農業をこれからも守り続け、すべての人が交流を通して思いやりの心を育み、健康的でいきいきとした生活を送る姿をあらわしています。

「ともに支えあい安心して暮らせる八街」とは、人と人との出会い、ともに支え合い、すべての人が安全で安心して暮らせる都市やちまたをあらわしています。

3. まちづくりのテーマ

本市は、将来都市像「緑豊かに心豊かに健やかに ともに支えあい安心して暮らせる八街」の実現に向けて、

やちまた『八つの街づくり』宣言

をまちづくりのテーマとして掲げます。

「やちまた『八つの街づくり』宣言」とは、本市がめざすまちづくりの政策目標を“八つの街”の姿として表現したものであり、将来都市像の実現に結びつけるまちづくりのテーマです。

また、それぞれの政策目標を横断する三つの分野横断的な視点により複雑化・多様化する諸課題に対応します。

八街市がめざす将来都市像

緑豊かに心豊かに健やかに
ともに支えあい安心して暮らせる八街

八つの政策目標を達成し、
将来都市像の実現を目指す

やちまた『八つの街づくり』宣言



〈一の街〉
めざします！
便利で
快適な街



〈二の街〉
めざします！
安全で
安心な街



〈三の街〉
めざします！
健やかに
成長できる街



〈四の街〉
めざします！
思いやりに
あふれる街



〈五の街〉
めざします！
心の豊かさを
感じる街



〈六の街〉
めざします！
豊かな自然と
活気あふれる街



〈七の街〉
めざします！
市民に寄り添う
やさしい街



〈八の街〉
めざします！
ともにつくる
持続可能な街

三つの分野横断的な視点

課題の共有と連携・協力

協働のまちづくりの推進

デジタル技術活用の推進

基本理念の基、市民と行政
の協働でまちづくりを実施

まちづくりの基本理念

ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、
心安らぐまちづくりを、
市民と行政の協働により進めます。

3 - 1. 八つの政策目標

一の街 めざします！便利で快適な街

- 良好な都市空間が形成されている、住んでよかったと思える街
- 市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、すべての人にとってやさしい街

二の街 めざします！安全で安心な街

- 市民、各種団体、関係機関及び行政が協力・連携し、災害や事故、犯罪などが発生しにくい、安全、安心に暮らせる街
- 市民と行政が一体となり、災害や犯罪に強く、危機管理体制が強化された、命と暮らしを守る強靱な街

三の街 めざします！健やかに成長できる街

- 誰もが、住みなれた地域で生涯にわたりいきいきと暮らすことのできる街
- 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つ街

四の街 めざします！思いやりにあふれる街

- 地域の福祉力を高め、地域で支えあいながら、市民、民間、行政が連携して福祉の充実を推進していく街
- 誰もが互いに尊重しあい、社会参加することができる街

五の街 めざします！心の豊かさを感じる街

- 市民一人ひとりが、生涯にわたり自己実現を図るため、いつでも学習機会を得、スポーツに親しむことができる街
- 先人が歩んできた郷土の歴史に学び、文化を未来へ紡ぐ、「ふるさと」と思い抱く街

六の街 めざします！豊かな自然と活気あふれる街

- 市民一人ひとりが目標を持っていきいきと働き、各産業が力強い発展をする街
- 恵まれた豊かな自然環境を守り、いつでも自然とふれあうことのできる街

七の街 めざします！市民に寄り添うやさしい街

- 市民ニーズを的確に把握し、効率的で利便性の高い窓口サービスが提供される街
- 公平公正な税務行政を推進し、誰もが社会保険制度を利用できる街

八の街 めざします！ともにつくる持続可能な街

- 限りある財源を有効活用し、市民ニーズに対応した効果的な行財政運営を進める街
- 幅広い情報を発信し、行政の透明性が高く、内外問わず魅力を感じる街
- さまざまな活動主体が活躍し、連携・協力してまちづくりに参画する街

ⁱ市民（市内に在住・在勤・在学する、性別・年齢・国籍・宗教などにとらわれない多様な立場の人）、地域(区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業など)、行政など

3 - 2. 三つの分野横断的な視点

1. 課題の共有と連携・協力

(1) 本質的な課題の把握と共有

現代の暮らしを取り巻く課題は、複雑化・多様化しており、多角的な視点で捉える必要があります。貧困を例にとると、その要因は、高齢であったり障がいを抱えていることで働くことができない場合や、十分な教育を受けられなかったために不安定な低賃金の仕事にしか就けない場合など様々であり、要因に応じた支援が必要になります。

また、世帯で課題を捉えた場合には、ヤングケアラーのように親には介護支援が、子どもには教育支援や精神的なケアが必要になるといった複合的な対応が必要になるケースもあります。

このように、課題について、一つの側面だけでなく多角的な視点で捉え、本質を見極め、関係するあらゆる主体と課題を共有し課題解決に取り組みます。

(2) 分野を横断した連携・協力

多角的な視点で捉えた課題の解決に取り組む上で、分野を横断した複合的なアプローチが必要になる場合があります。

本市では、具体的な対応について分野を横断し、関連部署や行政組織以外のあらゆる主体の間で課題を共有し、連携・協力していくことで、誰一人取り残さないまちづくりを進めます。

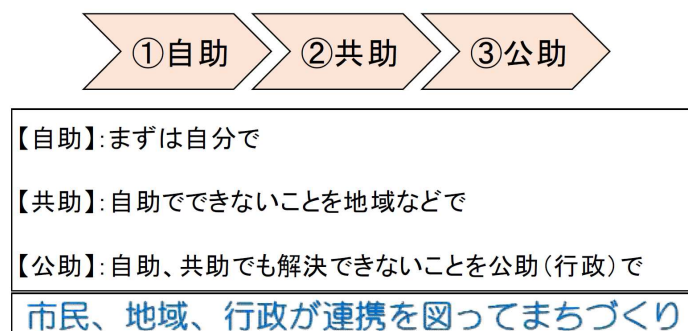
2. 協働のまちづくりの推進

(1) 自助・共助・公助の考え方の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、行政だけでなくさまざまな活動主体が連携・協力することが必要不可欠です。

市民による日常の自助の活動を起点として、自助では解決できない問題は共助として隣近所の自治会やボランティアなどの地域で支え合い、地域でも解決できない問題は行政が公助で補完するといった自助・共助・公助の考え方を推進し、市民、地域(区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業など)、行政といったさまざまな活動主体が連携・協力して協働によるまちづくりを進めます。

まちづくりの基本的な考え方

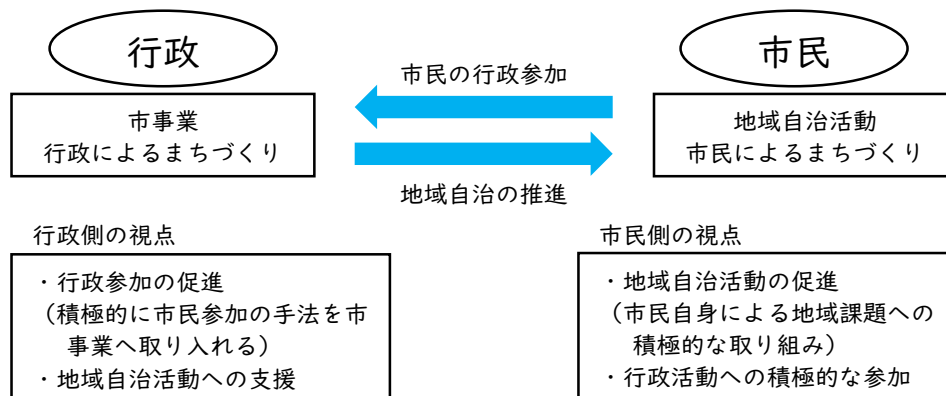


(2) 地域自治と行政参加の推進

まちづくりは日常です。日々の暮らしそのものがまちづくりであり、市民一人ひとりの活動がまちづくりの基礎となります。誰もが不自由なく豊かに暮らせるようにするためには、市民一人ひとりが自ら住みやすい環境づくりに取り組み、地域で支え合い、行政による公的な活動との両輪でまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民と行政の双方向の関係性として、市民が主体的に取り組む地域自治の活動を行政が支援し、市民活動を充実させるとともに、市民も行政の取り組みに積極的に参加し、公助の施策をより充実させるといった市民と行政の協働の関係性が重要です。

こうした地域自治と行政参加を推進し、市民と行政による相乗効果を生み出す効果的なまちづくりを進めます。



3. デジタル技術活用の推進

(1) DX（デジタルトランスフォーメーション）ⁱの推進

DXの推進は、市民の利便性の向上だけでなく、行政運営の効率化、地域社会を活性化するための手段の一つです。

デジタル技術を効果的に活用することで、行政サービスにおいて市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化が図られることにより発生する人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げ、誰一人取り残さないまちづくりを進めます。

(2) ビッグデータを用いたEBPMⁱⁱ（エビデンスに基づく政策立案）の推進

DXの推進は、業務の効率化や市民サービスの向上といった直接的な効果だけでなく、デジタル化された施策の利用状況などを蓄積することができるようになります。

こうしたデジタル化により得られるデータをもとに、市民ニーズを分析し、市民が求める行政サービスの効果的な政策立案を進めます。

ⁱ「進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させる」という概念

ⁱⁱEvidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと